

宇治市学校給食センター給食試食会及び施設見学に関する要項

(趣旨)

第1条 児童生徒及び保護者を始め、より多くの地域住民等が学校給食の趣旨等について理解を深めるとともに、児童生徒等の心身の健全な発達に寄与するため、宇治市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の給食試食会及び施設見学を実施する。

(対象者)

第2条 給食試食会及び施設見学の対象者は以下のものとする。

- (1) 宇治市立の小中学校の児童生徒及びその保護者
- (2) 就学前の幼児及びその保護者
- (3) 宇治市内に在住又は在勤する者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(申込)

第3条 給食試食会及び施設見学を希望する者（以下「申込者」という。）は、その希望日の10日前（土曜日、日曜日及び祝日等の場合はその直近の平日）までにセンター給食試食会申込書（様式第1号）及び学校給食センター見学申込書（様式第2号）を給食センターに提出する。

宇治市教育委員会は申込者に対し、受理書（申込書の写しに受付印を押印したもの）を交付する。

	給食試食会	施設見学
申込期限	希望日の10日前まで	希望日の10日前まで
申込変更	実施日の7日前まで	実施日の7日前まで
人数等	1日1組40人以下	1日1組80人以下

(費用)

第4条 給食試食会については、1食あたり小学校用330円、中

学校用400円とする。申込者は給食試食会当日、現金で支払いを行うものとする。人数変更及び申込取消は実施日の7日前（土曜日、日曜日及び祝日等の場合はその直近の平日）までとし、それ以降の人数変更及び申込取消は食材の仕入れの関係上、申込者は費用を全額負担するものとする。

（その他）

第5条 給食試食会及び施設見学を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時（給食試食会は給食実施日のみ）で、業務等に支障がないと宇治市教育委員会が認める日時とする。

給食試食会及び施設見学を行う場所は、宇治市教育委員会が指定した場所とする。

給食試食会の開始時間は、12時から13時の間で設定する。

（変更又は中止）

第6条 教育長は、次に掲げる場合には、給食試食会又は施設見学の変更又は中止をすることができる。

（1）災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合

（2）その他給食センターの業務に支障又はその恐れがある場合

（注意事項）

第7条 給食試食会及び施設見学の際の注意事項は下記とする。

（1）給食（主食・副食・牛乳等）の持ち帰りは禁止とする。

（2）当日体調の悪い方は参加を断ることとする。

（3）食物アレルギーの対応は行わないものとする。

（4）給食試食会における配膳及び片付けは申込者も協力して行うものとする。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、給食試食会及び施設見学について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要項は、令和8年5月1日から施行する。